

# 佐久漁業協同組合内共第1号 第5種共同漁業権遊漁規則

## (目的)

第1条 この規則は、佐久漁業協同組合が免許を受けた、内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、かじか、うぐい、いわな、にじます、やまめ、うなぎ及びおいかわをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

## (遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣による遊漁の場合には口頭で、投網の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

## (漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
あ ゆ	竿 釣	1人1本
	投 網	1人1統 網目こま 12ミリメートル以上
こい・ふな	竿 釣	1人2本以内
	投 網	1人1統 網目こま 12ミリメートル以上
いわな・やまめ・にじます・ うぐい・おいかわ・かじか・ うなぎ	竿 釣	1人1本
	投 網	1人1統 網目こま 12ミリメートル以上

## (遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	公表（解禁）の日から12月31日までの間。ただし、友釣以外の漁法については、組合が別に定めた区域期間とする。
いわな・やまめ	2月16日から9月30日までの間。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。
こい・ふな・うぐい・ おいかわ・うなぎ	周年。ただし、投網、毛針釣については、組合が別に定めた区域期間とする。
か じ か	5月16日から12月31日まで。ただし、投網については、組合が別に定めた区域期間とする。
に じ ま す	10月第二土曜日から翌年9月30日まで。ただし、10月第二土曜日から翌年2月15日までは佐久市中込佐久大橋橋台下流端から佐久市今井小諸発電所今井取水堰堤までの千曲川本流とする。投網については、組合が別に定めた区域期間とする。

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 南佐久郡佐久穂町大字高野町の臼田発電所堰堤から上流110メートル下流110メートルに至る区域	周 年
(2) 小諸市大字山浦宇下平の島川原発所西浦ダムから上流110メートル下流300メートルに至る区域	

2 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、投網をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
(1) 抜井川 佐久穂町池の尾橋より上流域の本流及び支流とする。	周 年
(2) 雨 川 小海線鉄橋より上流域の本流及び支流とする。	
(3) 内山川 苦水橋より上流域の本流及び支流とする。	
(4) 香坂川 志賀川との合流点より上流域の本流及び支流とする。	
(5) 志賀川 潜岩橋より上流域の本流及び支流とする。	
(6) 湯 川 御代田面替橋より上流域の本流及び支流とする。	
(7) 千曲川 千曲川野沢橋上流堰堤より下流佐久大橋までとする。	

(全長制限)

第6条 次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 大 き さ
いわな・やまめ・にじます	全長15センチメートル以下
こい	全長18センチメートル以下
うぐい・ふな	全長10センチメートル以下
おいかわ	全長8センチメートル以下
かじか	全長5センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、700円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚 種	承 認 期 間	遊 漁 料
あ ゆ	1 日	2, 200円
	1 年	13, 000円
あゆ以外の魚種	1 日	1, 300円
	10月第二土曜日から翌年2月15日まで にじますに限る	3, 500円
	1 年 にじますにあっては、2月16日から9月30日	6, 500円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
小 学 生	無料
中 学 生	前号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし、あゆ以外の魚種は無料
身体障害者	前号に規定する額の2分の1に相当する額。ただし、承認期間1年(年券)に限る。

(3) 第1号以外の遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
全魚種	投網	1年	21,600円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 佐久市跡部17-1 佐久漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号から第2号までに規定する遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する帽子を着用するものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、その者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。  
(行政庁の認可日 令和5年(2023年)12月1日)

様式第1号 遊漁承認証 (1日券)  
(表) (裏)

年 No  
有効 当日限り

(魚種)日釣証

金額  
現場売  
佐久漁業協同組合  
扱者 印

注意事項

(8)(7)(6) (5) (4) (3) (2)(1)  
感本区付扱七条当日き遊釣  
電券域域ける者〇第日漁漁料  
等はははる印〇二の漁料は竿  
故(魚種)に有効です。付する。は前  
に注意すること。 「東京電力・中部電力」

様式第2号 遊漁承認証 (1年券)  
(表) (裏)

(魚種漁具漁法)遊漁承認証 No

写真

住所  
氏名  
(才)  
年 月 日発行  
年 月 日まで有効  
佐久漁業協同組合  
区域 旧佐久町より小諸市までの間  
支流を含む

期間 (漁具漁法)  
料金

本遊漁承認証は腕章とする。

注意事項

1. 遊漁をする場合はこの証を携帯し、監視員の要求があった時は提示して、指示に従って下さい。
2. 漁具漁法
3. 遊漁に際して、相互に適当な距離を保ち他人に迷惑のないようにして下さい。
4. この証は、他人に貸与しないで下さい。
5. 期間 (禁止期間)

様式第3号 漁場監視員証  
(表) (裏)

漁場監視員証 No

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

写真

住所  
氏名 年齢  
有効期限  
発行者  
佐久漁業協同組合

注意事項

1. 規則の励行に関して必要な指示を遊漁者にすること。
2. 漁場監視の際は必ず携帯し監視員であることを表示しなければならない。
3. 遊漁料の未納者はその場において徴収すること。
4. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に対して、暴力若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。